

第1部

計画策定に あたって

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

市では、これまで生涯を通じて、学びあい、豊かな人間性と郷土愛に満ちた市民として成長していくことを目指して、様々な生涯学習振興施策を推進してきました。

このような中、平成18年4月に、市の生涯学習の拠点として、生涯学習センターゆとろぎが開館し、様々な事業に多くの市民が参加し、市民同士の交流が進んでいます。また、これまでの社会教育関係団体に加え、新たに発足したNPO法人羽村市体育協会（以下「体育協会」という。）、羽村市文化協会（以下「文化協会」という。）、ゆとろぎ協働事業運営市民の会^{*1}、はむら総合型スポーツクラブはむすぼ^{*2}などの団体では、市民が自主的に様々な学習・文化・スポーツ活動を展開し、市民活動センターでは、市民と市民活動をつなぎ、活動の機会や場の提供を行っています。

また、学校教育では、児童・生徒が確かな学力^{*3}を身につけ、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、2学期制の導入、特色ある学校づくり交付金の交付、学習サポーターの導入などに取り組むとともに、義務教育9年間を通じて、きめ細かな教育を行うための小中一貫教育^{*4}の取り組みを行っています。

一方、子どもや青少年を取り巻く状況、家庭や地域の教育力の問題、少子高齢化、高度情報化、環境問題、人権問題など、様々な社会の激しい変化の中で、市民一人ひとりが直面する課題に立ち向かい、自ら乗り越えていく力が求められ、子どもたちにとっても自分の未来を切り拓いていくために、「生きる力^{*5}」を身につけることが重要になっています。

このため、市民一人ひとりが生涯にわたって学び続けることができる学習機会の充実を図るとともに、学習した成果を教育活動や地域社会に活かせる場を広げ、社会全体で子どもたちの教育や地域の教育力を支えていく仕組みづくりが必要となっています。また、これまでの学校教育と社会教育を中心とした内容から、教育分野の枠を超えた市の生涯学習関連施策や関係機関等が行う事業も含め、市民生活に関わる施策事業の全般を、乳幼児から高齢者に至るそれぞれの時期において、生涯学習の視点から体系化し、市民の生涯にわたる学習を支援していくことが求められています。

^{*1} ゆとろぎ協働事業運営市民の会：生涯学習センターゆとろぎにおける事業の企画運営及び管理面のサポートを行う市民ボランティア組織。

^{*2} はむら総合型スポーツクラブはむすぼ：市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、市民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブ。

^{*3} 確かな学力：基礎的・基本的な知識・技能に加え、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力を含めた力。

^{*4} 小中一貫教育：現在ある小中学校において9年間を通じて一貫したカリキュラムを実施する教育。一中校区、二中校区では施設分離型、三中校区では施設隣接型で実施している。

^{*5} 生きる力：基礎基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの力。

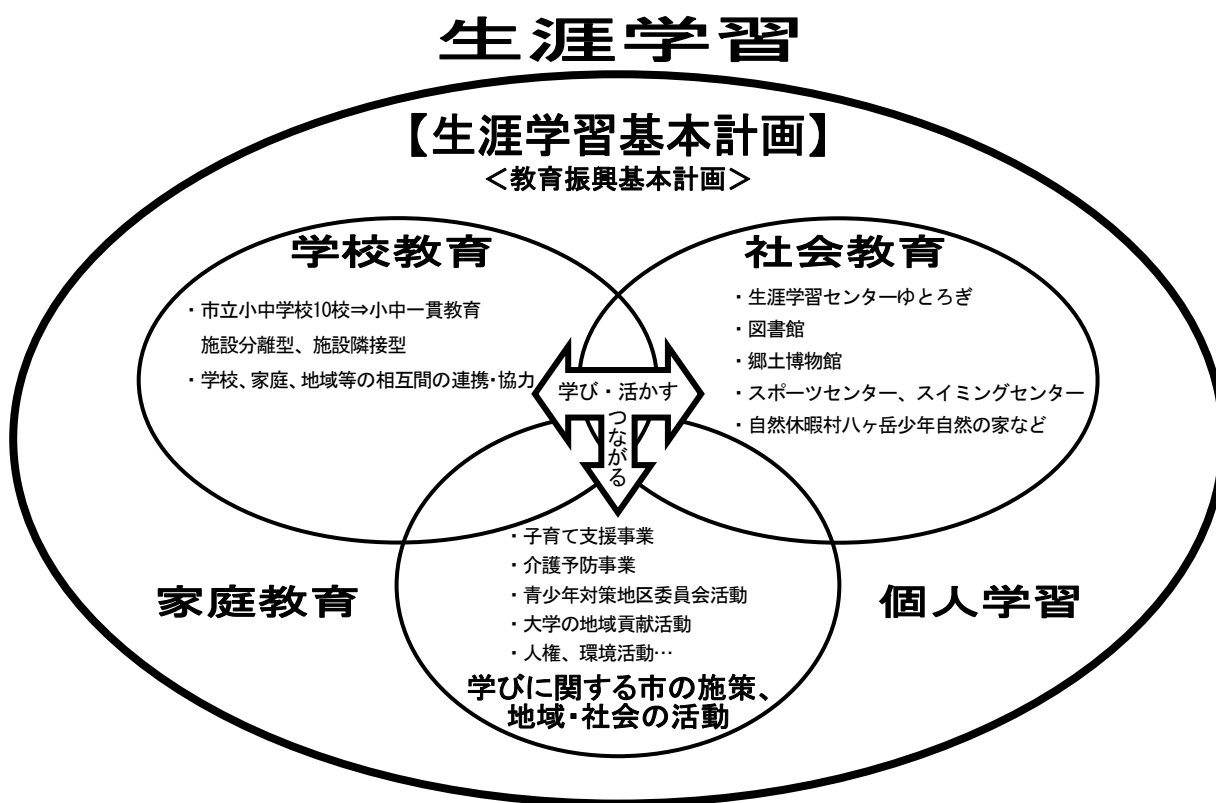
この計画では、多様な学習機能を含めた広範な分野と市民のライフステージの両面を軸として、それぞれの時期にあった関心や課題解決に向けた学習を進め、人と人とのふれあいや地域社会との関わりを育み、地域課題の解決や社会貢献といった主体的な行動として学習や活動の成果を活かしていきます。こうした循環型の学習活動をはむらのコミュニティづくりや人づくりにつなげ、豊かな人生を送ることのできる生涯学習社会の実現を目指していきます。

2 計画の範囲

生涯学習は、市が行う学校教育・社会教育のほか、町内会・自治会や青少年対策地区委員会^{※1}、PTA、老人クラブ^{※2}等の地域活動団体^{※3}、ボランティア団体や社会教育関係団体、NPO団体等の市民活動団体^{※4}、企業や事業者などが組織的に行う学習活動、家庭教育や個人による学習活動も含め、市民一人ひとりが生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本としています。

この計画では、これらの幅広い学習活動を計画の範囲としています。

○生涯学習の概念図



※1 青少年対策地区委員会：7つの小学校区内にそれぞれ設置され、関係行政機関や各種関係団体と協力し、体験事業等の運営を通じて青少年の健全育成を推進する組織。

※2 老人クラブ：老後の生活を楽しく有意義なものにするために、地域の人たちによって自主的につくられた会員組織の団体で、市内に31団体ある。

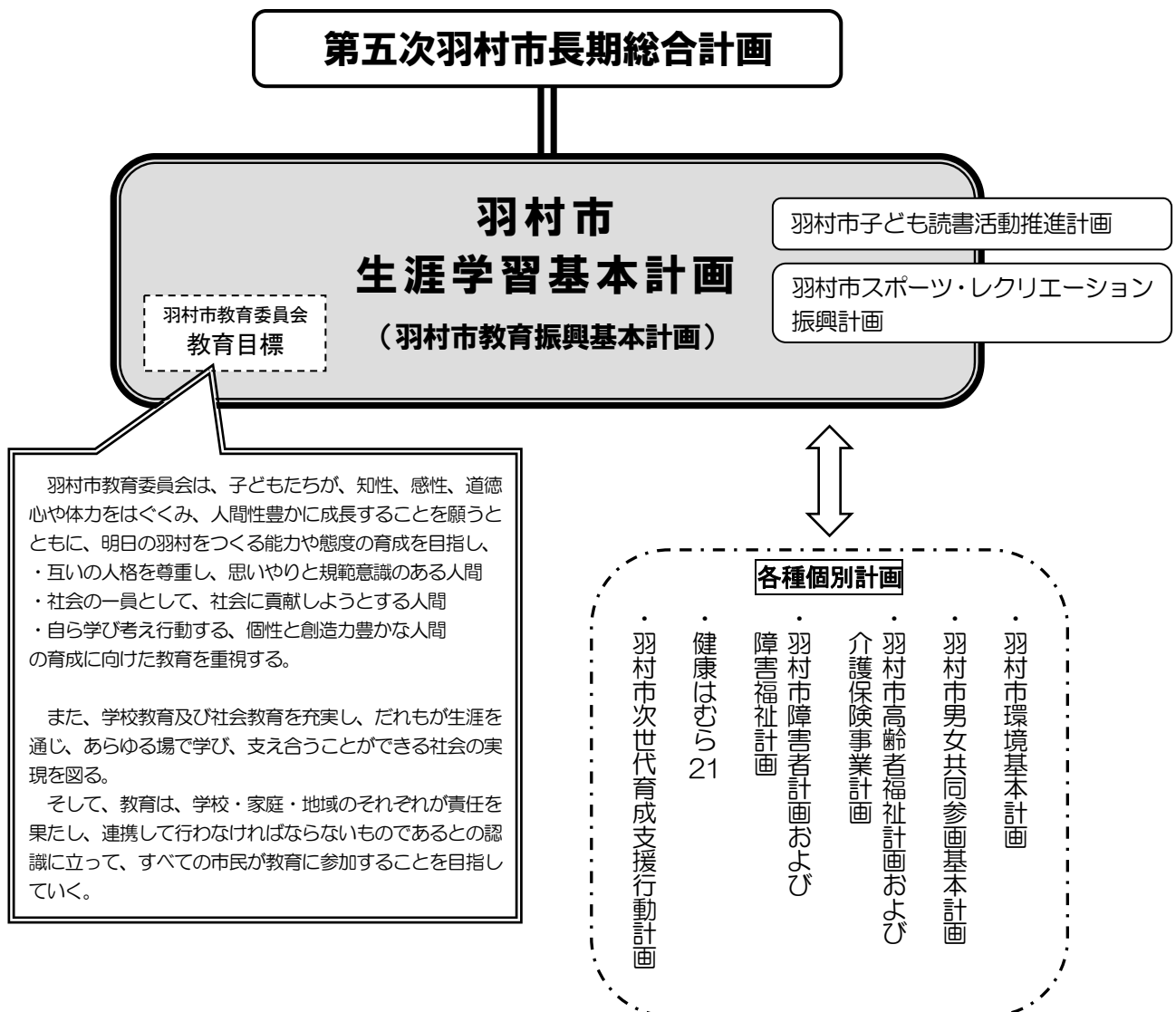
※3 地域活動団体：市内の特定の地域で継続的、自発的に活動を行う営利を目的としない団体。

※4 市民活動団体：市民が主体となり、市内全域及び市域を超えた広範囲にわたって継続的、自発的に活動している営利を目的としない団体。

3 計画の位置づけ

この計画は、市の総合的なまちづくりの指針である「第五次羽村市長期総合計画」（平成24年度から平成33年度の10年間）との整合を図り、幅広い生涯学習関連施策をライフステージごとに学ぶ人の視点から総合的に体系化しています。

また、教育の振興のための施策に関する市の基本的な計画として、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画^{※1}」としても位置づけるとともに、羽村市教育委員会の教育目標をはじめ、生涯学習と関連が深い各種個別計画との整合や連携を図っています。



^{※1} **教育振興基本計画**：教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針及び講ずべき施策が盛り込まれた基本的な計画。教育基本法第17条によって、その策定に関して、国は策定の義務が課せられ、地方公共団体は努力義務となっている。

4 計画の構成と期間

この計画は、生涯学習ビジョン、基本計画及び主な計画事業で構成しています。

○生涯学習ビジョン

生涯学習社会の実現に向けて、基本理念や基本的な視点を示すものです。

計画期間は、平成24年（2012年）度を初年度とし、平成33年（2021年）度を目標年度とする10年間とします。

○基本計画

生涯学習ビジョンの実現に向けて、ライフステージ別に、それぞれの時期に見られる特徴から施策の方向を導き出し、その方向の道筋にある現状と課題を整理し、推進施策を示しています。

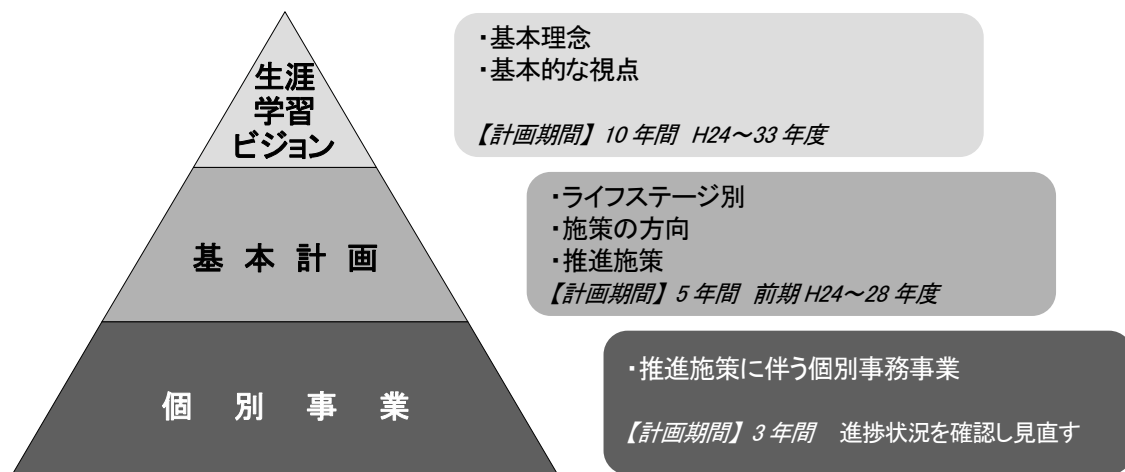
基本計画は、平成24年（2012年）度を初年度とし、平成28年（2016年）度を目標年度とする前期基本計画（計画期間5年間）で構成します。

<ライフステージの年齢区分>



○主な計画事業

推進施策に伴う主な計画事業については、第五次羽村市長期総合計画実施計画（計画期間3年間）の中で、社会情勢の変化などに応じて、財政的な裏づけのもとに位置づけ、毎年度、進捗状況を確認し、必要に応じて見直していきます。



5 計画策定までの経過

この計画では、施策の推進に向けて、多くの市民の参画を得て策定するとともに、次の取り組みを行いました。

○生涯学習基本計画審議会の開催

知識経験者、公共的な団体の代表者、小中学校長、市民公募委員の20人で構成された組織である「生涯学習基本計画審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、市長の諮問を受けて、市の生涯学習関連施策の現状と課題、今後の方向性などについて、12回にわたって審議し、その結果を市長に答申しました。

○生涯学習基本計画策定委員会の開催

庁内の策定組織として、教育長を委員長、副市長を副委員長とし、部長職で構成された「生涯学習基本計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を開催し、計画策定に向けた検討を行いました。また、この下部組織として、関係各課長で構成され、具体的な内容を検討する検討部会、専門的な知識や経験を持つ職員で構成する専門部会を開催しました。

○市民ワークショップの開催

市民の幅広い意見を把握する一つの方法として、検討テーマを抽出して意見交換を行い、報告書にまとめ、審議会や策定委員会の検討資料として活用しました。

○羽村市民の「学び」に関するアンケート調査の実施

生涯学習に対する市民の意識や実態、意向を把握するために、平成21年度に「羽村市民の『学び』に関するアンケート調査」を実施し、調査結果については、審議会や策定委員会に報告し、計画策定の際に、現状と課題の分析、目標指標の設定などに活用しました。

調査結果の概要は、16ページから23ページの「市民の『学び』に対する意識と実態」に掲載しています。

○意見公募手続（パブリック・コメント）の実施

「羽村市生涯学習基本計画（案）」に対する市民の意見を聴くため、平成23年12月1日から平成24年1月5日まで意見公募手続（パブリック・コメント）を実施しました。

6 計画の進行管理

計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクル^{※1}に沿って、計画の実施状況を適正に管理し、点検及び評価の上、必要に応じて改善していくことが必要です。

この計画では、市民の学習活動を支援するとともに、市、市民、団体等が連携・協力し、一体となって生涯学習の推進を図ることとしています。このため、計画の策定や日常的な進行管理等を行う庁内推進組織である羽村市生涯学習推進委員会（仮称）と、第三者及び連携・協力者の視点から点検・評価等を行う羽村市生涯学習基本計画推進懇談会（仮称）が連携・協力して生涯学習の推進を図っていきます。

^{※1} PDCA サイクル：Plan（計画）- Do（実施）- Check（検証・評価）- Action（改善）というPDCA マネジメントサイクルによって、施策の立案や改善につなげるもの。

第2章 生涯学習を取り巻く状況

1 国の動き

(1) 教育基本法の改正（平成18年12月）

教育を取り巻く環境の変化に対応するため、約60年ぶりに全面的に改正されました。

これまでの教育基本法に掲げられてきた「人格の完成」や「個人の尊厳」といった普遍的な理念を継承しつつ、これからの新しい時代を切り拓いていくため、

- ①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間
- ②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民
- ③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人

の育成を目指すこととされています。

また、新たに教育に関する基本的な理念として、「生涯学習の理念」（第3条）が盛り込まれ、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

さらに、「家庭教育」（第10条）、「幼児期の教育」（第11条）、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（第13条）、「教育振興基本計画」（第17条）などが新しく規定され、「義務教育」（第5条）、「学校教育」（第6条）、「社会教育」（第12条）などが見直されました。

(2) 教育関連法案の改正（平成19年6月）

教育基本法の改正を受けて、「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法」等が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

《学校教育法》

- ①改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標が定められたこと
- ②学校は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図るために必要な措置を講じ、教育水準の向上に努めること
- ③学校は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの人々との連携協力を推進するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供すること

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

- ①地方教育行政の基本理念が明記され、教育に関する事務の管理・執行に関して教育委員会の責任が明確化されたこと

- ②教育委員会は、学識経験者の知見の活用を図りながら、事務の管理・執行状況を点検・評価し、これを議会に提出し公表すること
- ③教育委員に保護者を選任しなければならないこと
- ④スポーツ・文化（学校体育・文化財を除く）に関する事務が、条例で定めることにより、首長の管理・執行できる事務とされたこと

《教育職員免許法及び教育公務員特例法》

- ①教員として必要な資質や能力が保持されるよう、教員免許更新制が導入されたこと
- ②教員の資質向上を図るための制度が強化されたこと

(3) 知の循環型社会の構築（平成20年2月）

中央教育審議会が「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」と題して、改正された教育基本法を踏まえた答申を行っています。この中では、「各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった『知の循環型社会』を構築することは、持続可能な社会の基盤となり、その構築にも貢献するものと考えられる。」と述べています。

答申の主なポイントは次のとおりです。

現 状

社会の激しい変化に対応していくためには、総合的な「知」（課題を見つけ考える力・柔軟な思考力・知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力・他者との関係を築く力・豊かな人間性など）が必要とされ、あわせて自立した個人や地域社会の形成、持続可能な社会の構築が求められるなど、生涯学習振興の必要性が高まっています。

課 題

次代を担う子どもたちに必要とされる「生きる力」は、学校教育だけではなく、実社会における多様な体験等と相まって育まれるものであることから、学校の内外で育まれるよう、また、成人にあっても社会の変化や要請に対応するための総合的な力を身につけていけるよう、生涯にわたって学習を継続でき、その成果を生かせる環境が必要となっています。

施策の方向

- ①「個人の要望」を踏まえつつ、「社会の要請」を重視し、学ぶ意欲を支援、生涯を通じた学習の支援を行います。
- ②学校・家庭・地域が連携するための仕組みをつくり、社会全体の教育力の向上を図ります。

(4) 学習指導要領の改訂（平成20年3月）

教育基本法や学校教育法等の改正を受けて、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準となる学習指導要領が改訂されました。

新学習指導要領は、小学校が平成23年度、中学校が平成24年度に全面的に実施となり、これまでより一層子どもたちの「生きる力」の育成を目指すこととされています。

(5) 社会教育関連法案の改正（平成20年6月）

教育基本法の改正を受けて、「社会教育法」「図書館法」「博物館法」が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

- ①社会教育行政は、国民に必要な学習の機会の提供や奨励を行い、生涯学習振興に寄与することや、学校・家庭・地域住民その他の関係者相互間の連携協力の促進に努めること

《社会教育法》《図書館法》《博物館法》

- ②市町村の教育委員会の事務に、学習の成果を活用して活動の機会を提供する事業の実施及び奨励などの事務が追加されたこと《社会教育法》

- ③社会教育関係団体に補助金を交付する場合、社会教育委員の会議以外の合議制の機関でも意見聴取できること《社会教育法》

- ④公民館・図書館・博物館は、運営状況について評価・改善を図るために必要な措置を行い、その情報を積極的に公表すること《社会教育法》《図書館法》《博物館法》

(6) 教育振興基本計画の策定（平成20年7月）

教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、すべての子どもに義務教育修了後までに自立して社会で生きていく基礎を育てるなど、10年先を見据えた5年間（平成20年度から平成24年度）の総合的・計画的に取り組むべき施策が示されました。

また、教育基本法では、地方公共団体にも教育の振興のための施策に関して、基本的な計画を策定するよう努めることが定められています。

(7) 子ども・若者育成支援推進法の制定（平成21年7月）

子ども・若者が健やかに育ち、円滑に社会生活を営むことができるよう、基本理念や基本的・総合的な支援や取り組みが定められました。

地方公共団体は、子どもや若者の状況に応じた施策を策定し実施しなければならないとされ、「子ども・若者支援地域協議会」の設置などが努力義務とされています。

(8) 子ども・若者ビジョンの策定（平成22年7月）

子ども・若者育成支援推進法の制定を受けて、子ども・若者の育成にかかる施策を推進するために策定されました。この中では、これまでの青少年（乳幼児期～青年期：おおむね30歳未満）

に代えて、子ども（乳幼児期～思春期：おおむね18歳未満）・若者（思春期：中学生～40歳未満のポスト青年期）という言葉を使っています。子ども・若者の健やかな成長とその家族を支援し、社会全体で支えるための環境を整備していくため、基本的な施策の方向と具体的な施策が掲げられています。

(9) 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方（平成23年1月）

中央教育審議会が「若者の社会的・職業的自立」や「学校から社会・職業への移行」をめぐる様々な課題を受けて、社会全体で対応することを踏まえつつ、学校教育におけるキャリア教育・職業教育の重要性と生涯学習の観点に立ったキャリア形成への支援について、答申を行っています。

(10) スポーツ基本法の制定（平成23年6月）

スポーツを取り巻く環境や認識の変化に対応するため、スポーツ振興法が約50年ぶりに全面的に改正され、基本理念や新しいスポーツ政策の基本となる事項が定められました。

前文には「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利」として、新たに権利規定が盛り込まれています。

2 東京都の動き

(1) 地域教育プラットフォーム構想（平成17年1月）

東京都生涯学習審議会の答申において、社会教育施策の重点を「子ども・若者」に置きながら、学校教育と社会教育との連携・融合の視点に立ち、学校・家庭・地域が協働する仕組みづくりとして、「地域教育プラットフォーム構想」が提案されました。この中では、「家庭教育支援施策」「学校教育支援施策」「学校外教育施策」の3方向からの施策の展開が掲げられています。

(2) 乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの在り方について

（平成19年12月）

平成18年度から東京都教育委員会が実施している、子どもの生活習慣の乱れを改善し、確かな学力や体力の基となる望ましい生活習慣を確立するための「子どもの生活習慣確立プロジェクト」を踏まえ、東京都生涯学習審議会が乳幼児期における教育のあり方に焦点を置き、乳幼児期からの子供の発達を支えるための施策について答申しています。

(3) 東京都教育ビジョン（第2次）の策定（平成20年5月）

東京都が目指すこれからの教育の柱として、「社会全体で子供の教育に取り組む」ことと、「生きる力をはぐくむ教育を推進する」ことを掲げ、今後5年間に取り組むべき重点施策とその実現に向けた具体的な推進計画を示しました。施策の展開にあたっては、次の3つの視点から進めることとしています。

- ①家庭や地域の教育力の向上を支援する
- ②教育の質の向上・教育環境の整備を推進する
- ③子供・若者の未来を応援する

(4) 地域教育を振興するための教育行政の在り方（平成20年12月）

東京都生涯学習審議会の答申「東京都における『地域教育』を振興するための教育行政の在り方について」では、教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を踏まえ、地域の特性に応じて多様な教育活動を展開するために「地域教育」を振興する視点に立った諸施策の考え方が提案されています。

この中では、地域・社会全体で教育力の向上を図ることを目標に、学校教育と社会教育といった従来の教育行政の枠組みを超え、「地域」を舞台に横断的な施策を展開していくこととされています。

3 羽村市の動き

(1) 生涯学習センターゆとろぎの開館（平成18年4月）

生涯学習の拠点施設として、様々な事業に多くの市民が参加し、活発な学習活動や交流活動が行われています。開館にあたっては、8年間にわたって延べ176人もの市民が70回を超える会議を開き、建設や運営に関する検討を行いました。

(2) 「ゆとろぎ協働事業運営市民の会」との連携（平成18年3月～）

生涯学習センターゆとろぎについては、市民のボランティア組織である「ゆとろぎ協働事業運営市民の会」との協働によって、一部の事業の企画運営やサポートが行われています。

《企画運営事業》芸術鑑賞事業、学習・文化事業、展示事業、情報発信事業

《サポート事業》レセプション、保育、舞台操作、植栽管理

(3) 第四次羽村市長期総合計画 後期基本計画の策定（平成19年4月）

生涯学習に関する計画をはじめ、すべての個別計画の最上位に位置する計画で、平成14年度から平成23年度までの10年間の計画期間のうち、後期5年間の計画を策定しました。5つの基本目標と基本構想を推進するための柱に沿って、55の重点施策を掲げ、いきいきと健康に暮らせるまちづくり、だれでもいつでも学べる環境整備、環境にやさしく安心して暮らせる都市づくり、住みやすくにぎわいのあるまちづくりに取り組みました。

【基本理念】自立と連携

【将来像】～ひとに心 まちに風～ いきいき生活・しあわせ実感都市 はむら

(4) はむら総合型スポーツクラブ「はむすぽ」の設立（平成20年6月）

市民が主体となって運営する総合型の地域スポーツクラブで、生涯にわたってスポーツに親しんでいけるよう、子どもから高齢者まで、体力・健康・関心に応じたスポーツやレクリエーション等の場を提供しています。

(5) 第3次羽村市生涯学習推進基本計画（改訂版）の策定（平成21年2月）

平成15年3月に策定された第3次羽村市生涯学習推進基本計画の改訂版として、平成20年度から平成23年度までの4年間の計画として策定しました。生涯を通じて、学びあい、豊かな人間性と郷土愛に満ちた市民として成長するための生涯学習をめざして、次の5つの施策目標を掲げ、施策の推進を図りました。

I 子どもの時から始まる学び～生涯学習の基礎づくり～

II 生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所でできる学び

～生涯学習の場と機会の提供～

III 学びをひろげ生かす～生涯学習を活発にし成果を生かす～

Ⅳ 学びの情報を伝える～生涯学習の情報収集と提供～

Ⅴ 学ぶ体制を整える～生涯学習の推進体制～

(6) 羽村市小中一貫教育基本計画の策定（平成22年1月）

教育基本法や学校教育法に規定された義務教育の目的・目標の実現や、子どもの心身の発達の早期化に対応するため、小学校と中学校の効果的・効率的な接続、小学校と中学校の教員の一体となった指導体制等の充実を図る必要があることから、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画として「羽村市小中一貫教育基本計画」を策定し、小中一貫教育を推進しています。

この中では、次の5つの教育課題の解決を図ることとしています。

Ⅰ 中学校1年生の不安の解消

Ⅱ 学力の向上

Ⅲ いじめや不登校の減少

Ⅳ 個性や能力の一層の伸長

Ⅴ 豊かな人間性や社会性の育成

(7) 市民活動センターの設置（平成23年4月）

羽村市社会福祉協議会の運営による「市民活動・ボランティアセンター」の機能を市に移し、「市民活動センター」として市民活動団体等の社会貢献活動や公益活動を効果的に支援しています。団体・企業・行政が連携し、地域コミュニティの輪を広げ、よりよい地域社会の創造を目指しています。

4 市民の「学び」に対する意識と実態

4 市民の「学び」に対する意識と実態

～羽村市民の「学び」に関するアンケート調査結果より～

平成21年度に実施した羽村市民の「学び」に関するアンケート調査の結果では、市民の「学び」に対する意識と実態について、次のような状況がわかりました。

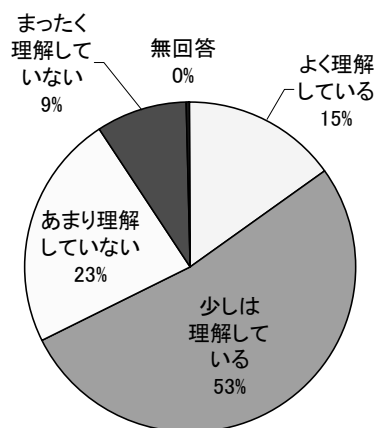
なお、年代別の調査結果については、ライフステージ別施策において、現状と課題や目標指標の根拠データとして明記しています。

羽村市民の「学び」に関するアンケート調査								
【調査対象】 市内に居住する18歳以上の男女1,000人								
【抽出方法】 住民基本台帳からの無作為抽出								
【調査期間】 平成22年3月10日～3月28日								
【調査方法】 郵送調査法								
【有効回答】 回収数282件 回収率28.2%								
調査回答者の年齢・性別								(単位：人)
	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
男	3	7	17	18	23	28	19	115
女	1	13	37	32	29	35	20	167
計	4	20	54	50	52	63	39	282

① 「生涯学習」の理解度

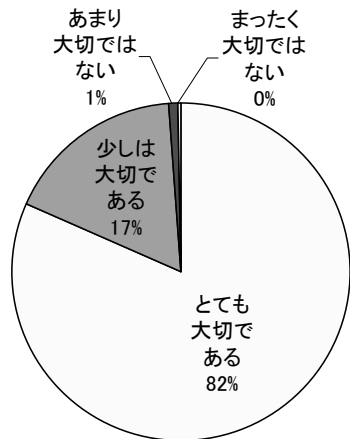
「よく理解している」「少しは理解している」と答えた方が約7割を占めています。

問 あなたは、「生涯学習」という考え方を、どのくらい理解しているとお考えですか。



② 「学び」の大切さ

ほぼ全員の方が「学び」は大切と考えています。

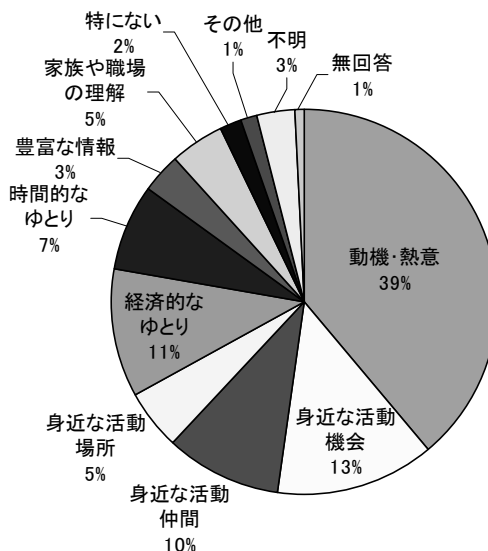


問 あなたは、自分の一生の間における「学び」（学校での教育も含みます。）を、どのくらい大切なことだとお考えですか。

③ 「学び」にとって重要となる要素

「動機・熱意」と答えた方が約4割で、続いて「身近な活動機会」「経済的なゆとり」となっています。

問 あなたは、自分の一生の間における「学び」について、どの要素が最も重要だとお考えですか。



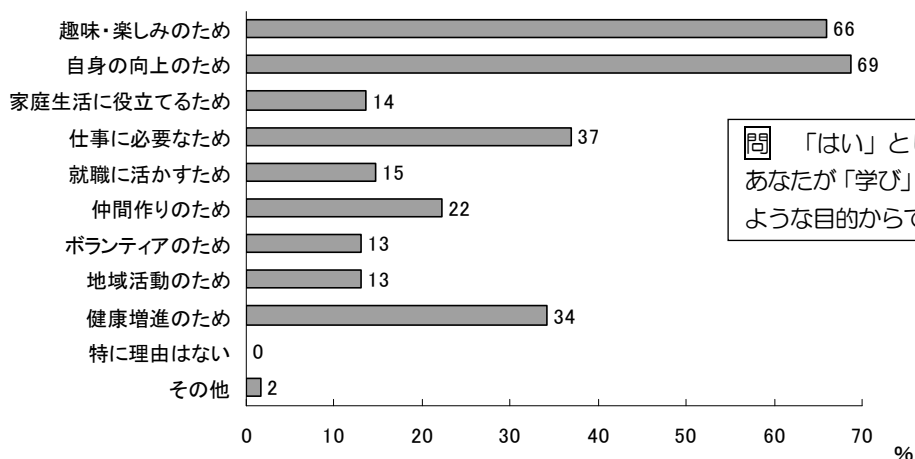
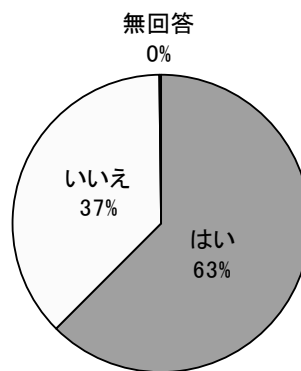
4 市民の「学び」に対する意識と実態

④ 「学び」に関する活動

行っていると答えた方が6割を超え、その目的の主なものは「自身の向上のため」「趣味・楽しみのため」となっています。

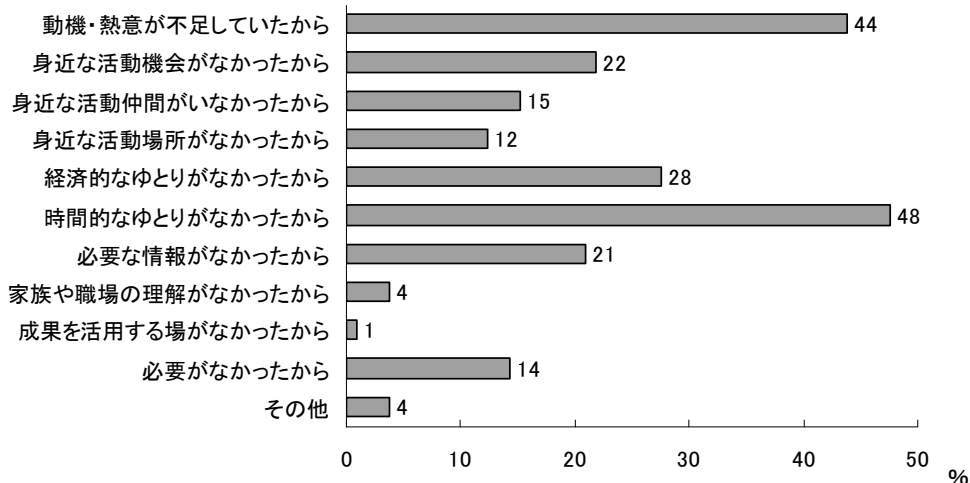
一方、行っていないと答えた方の主な理由は「時間的なゆとりがなかったから」「動機・熱意が不足していたから」がそれぞれ5割近くとなっています。

問 あなたは、この一年間において、ご自身の「学び」に関する活動を行いましたか。



問 「はい」とした方にお聞きします。あなたが「学び」を行っているのは、どのような目的からですか。(複数回答)

問 「いいえ」とした方にお聞きします。あなたが「学び」に取り組まなかったのは、どのような理由からですか。(複数回答)

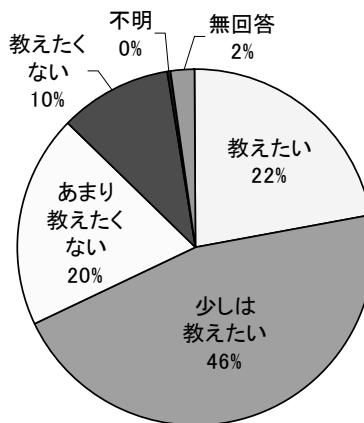


⑤ 「学び」の成果の伝承

「教えたい」「少しは教えたい」と答えた方が約7割を占め、教えたい場としては「友人たちとの集まり」「家庭・自宅」が主なものとなっています。

一方、3割の方が「教えたくない」「あまり教えたくない」と答えており、その理由は「人に教えるほどではないから」「人に教えるために学ぶわけではないから」が主なものとなっています。

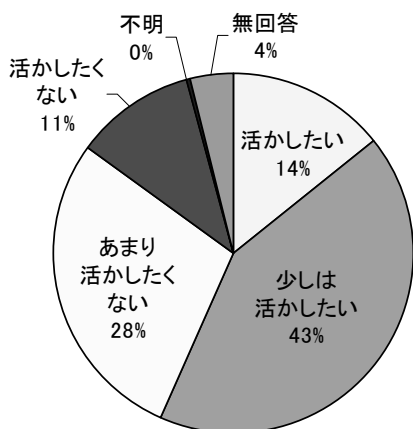
問 あなたは、自分が「学び」から身に付けた学習の成果を、他の人に教え伝えたいとお考えですか。



⑥ 「学び」の成果の活かし方

「活かしたい」「少しは活かしたい」と答えた方が約6割を占め、活かしたい分野としては「地域活動」「ボランティア」「スポーツ」「福祉」が主なものとなっています。

一方、約4割の方が「活かしたくない」「あまり活かしたくない」と答えており、「成果を活かすほどではないから」「成果を活かすために学ぶわけではないから」が主な理由となっています。

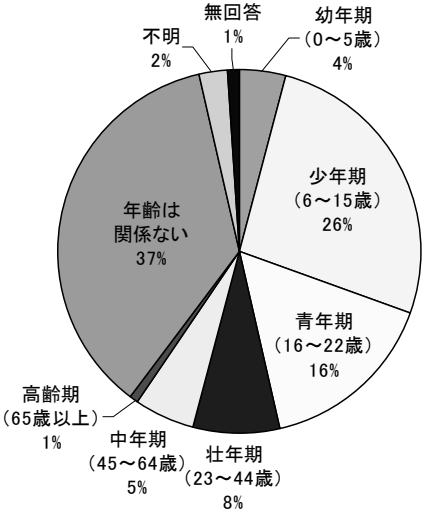


問 あなたは、自分が「学び」から身に付けた学習の成果を、地域活動やボランティアを通じて地域の中で活かしたいとお考えですか。

4 市民の「学び」に対する意識と実態

⑦ 「学び」が重要と考える時期、場所

時期については「少年期（6～15歳）」が約3割、「年齢は関係ない」が約4割となっており、義務教育期が大切な時期と考えている一方で、生涯にわたって「学び」は重要と認識されています。また、「学び」の場としては「家庭・自宅」「幼稚園・保育園・小学校・中学校」「高校・大学・専門学校等」が主な場所となっており、家庭教育・学校教育が大切であると考えていることが読み取れます。

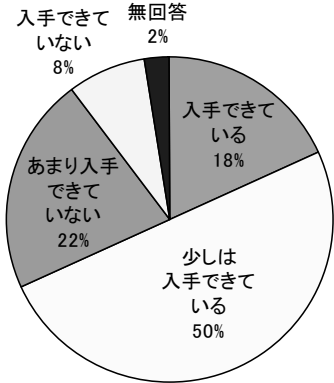


問 あなたは、自分の一生における「学び」において、どの時期が最も重要だとお考えですか。

⑧ 「学び」に関する情報

「入手できている」「少しは入手できている」と答えた方は約7割を占め、「書籍・雑誌」「新聞」「市の広報紙」「インターネット」が主な入手方法になっています。

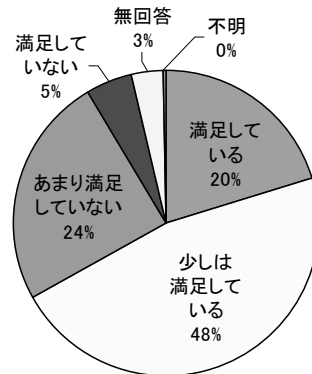
問 あなたは、「学び」に関する情報を、必要なときに、必要なだけ入手できていますか。



⑨ 「学び」に関する環境

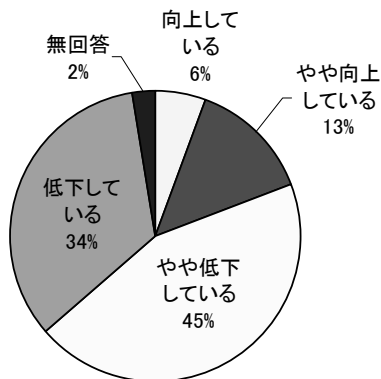
「満足している」「少しは満足している」と答えた方が約7割を占めています。

問 あなたは、自分を取り巻く「学び」に関する環境に、満足していますか。



⑩ 「家庭」における教育力

「低下している」「やや低下している」と答えた方が約8割を占めています。家庭の教育力が低下していると感じる場面としては、「幼児や小中学生のマナー」「青少年が起こす凶悪な犯罪」「小中学生の日ごろの言動」「小中学校でのいじめ・不登校の発生状況」が主なものとなっています。また、理由としては「親の過保護や過干渉」「学校等への教育・しつけの依存」「親の無関心」などとなっています。

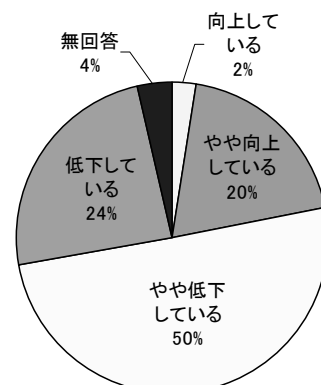


問 あなたは、「家庭」における教育力（家庭の生活環境において父母等の家族により行われる、生活習慣や言葉、善悪の考え方、振る舞い方など、多岐にわたって人間形成に大きな影響を与える教育）についてどのようにお考えですか。

⑪ 「地域」における教育力

「低下している」「やや低下している」と答えた方が7割を超えています。地域の教育力が低下していると感じる場面としては、「幼児や小中学生のマナー」「小中学生の日ごろの言動」が主なものとなっています。また、理由としては「個人主義の進行」「地域住民同士の交流機会の減少」などとなっています。

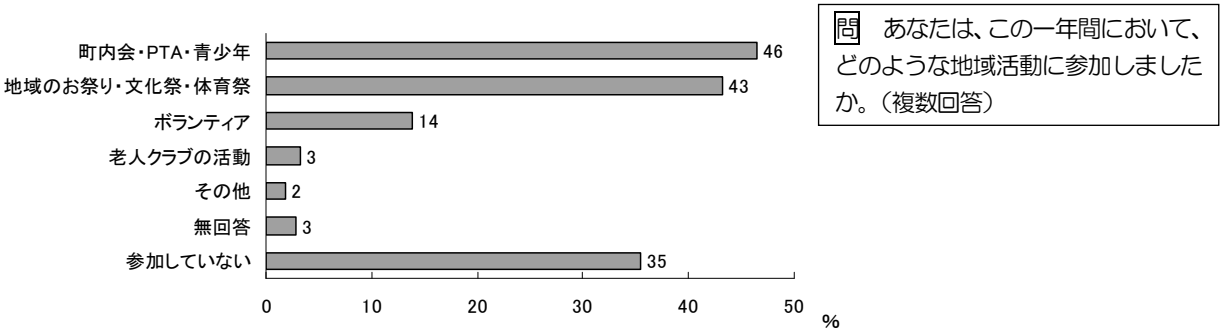
問 あなたは、「地域」における教育力（近所の住民や地域団体などを通して行われる、生活習慣やあいさつ、人との関わり方など、多岐にわたって人間形成に大きな影響を与える教育）についてどのようにお考えですか。



4 市民の「学び」に対する意識と実態

⑫ 地域活動への参加

この一年間で「町内会・自治会の活動」「PTAの活動」「青少年対策地区委員会の活動」「青少年育成委員会の活動」のいずれかに参加した方、「地域のお祭り」「文化祭」「体育祭」のいずれかに参加した方はそれぞれ4割を超えている一方、「参加していない」と答えた方も高い割合となっています。

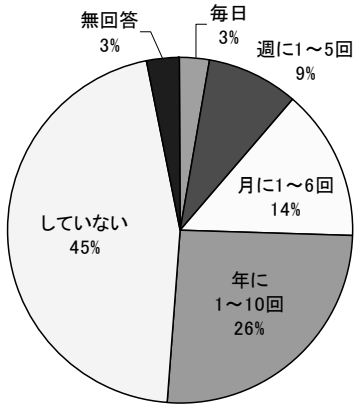


問 あなたは、この一年間において、どのような地域活動に参加しましたか。(複数回答)

⑬ 芸術に関する活動

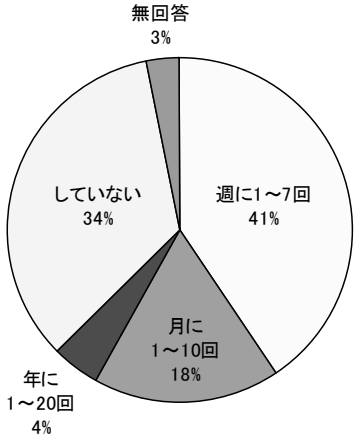
この一年間に芸術活動を「していない」方は半数近くを占めています。

問 あなたは、この一年間において、芸術に関する活動(絵画・工芸・創作・演奏・演技・鑑賞など)をどのくらい行いましたか。



⑭ スポーツ活動

約4割の方が週に1回以上は活動をしている一方で、「していない」方も3割を超えています。

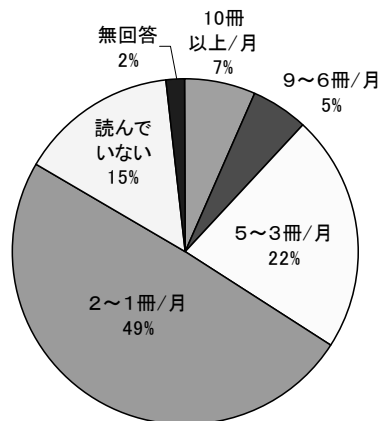


問 あなたは、この一年間において、スポーツ活動をしていますか。(ウォーキングなども含みます。1回あたり1時間程度以上のもの)

⑮ 読書活動

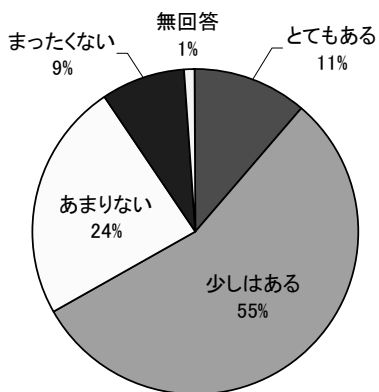
一年間の読書量は、「2～1冊/月」と答えた方が半数近くを占め、読む時期については、「暇なとき」「調べ物をするとき」が主なものとなっており、「書店・コンビニで購入」や「羽村市図書館で借りる」が主な本の入手方法となっています。

問 あなたは、この一年間において、本（一般書籍・小説・専門書・雑誌など）を、一ヶ月あたり平均して何冊ぐらい読みましたか。



⑯ 羽村の歴史や文化財への興味・関心

「とてもある」「少しはある」と答えた方が約7割を占めています。



問 あなたは、羽村の歴史や文化財に興味・関心がありますか。

